

失業等の場合の減免判定モデル例 (平成 23 年度)

夫婦（各 45 歳）・子（14 歳）世帯、持ち家の場合

		平成 22 年		平成 23 年	
		夫（会社員）	妻（パート）	夫（2 月末解雇）	妻（パート）
給 与	収入 ※1	4,800,000 円	960,000 円	800,000 円	960,000 円
	所得 ※2	3,300,000 円	310,000 円	150,000 円	310,000 円
雇用保険 ※1		/		1,993,000 円	/
社会保険料等 ※1		/		534,660 円	
税金 ※1		/		263,400 円	

※1 下記③で使用。

※2 下記②で使用。給与所得は、収入（支払い額）から給与所得控除をした後の額です。

① 失業等の事由の確認

雇用保険受給資格者証の離職理由コード 例：「11」（解雇）

② 世帯の見込所得額の割合（70%以下）

夫は非自発的失業（11 解雇）のため保険税の軽減に該当。

↓

夫の平成 22 年給与所得：3,300,000 円 × 0.3（30%） = 990,000 円

$$\frac{\text{平成 23 年分（夫：150,000 円 + 妻：310,000 円）}}{\text{平成 22 年分（夫：990,000 円 + 妻：310,000 円）}} \times 100 = 36\%$$

※

※ 非自発的失業による保険税の軽減に該当しない場合は、3,300,000 円になります。

③ 世帯の見込収入額と最低生活基準額の比率（130%以下）

$$\frac{\text{見込収入額 } 2,646,020 \text{ 円}}{\text{最低生活基準額 } 2,206,200 \text{ 円}} \times 100 = 120\%$$

見込収入額の出し方

夫 { (800,000 円 - 基礎控除額 66,380 円) + 1,993,000 円 } + 妻 (960,000 円 - 基礎控除額 242,540 円) - 社会保険料等 534,660 円 - 税金 263,400 円

※ 給与収入等の勤労所得については収入月額に応じた基礎控除があります。

上記の判定の結果、①、②、③全ての要件に該当するため、減免となります。

[参 考]

世 帯 構 成	最低生活基準額	
	持家の場合	借家の場合
単身（45歳）	950,030 円	1,502,030 円
夫婦（45歳）	1,445,060 円	2,162,660 円
夫婦（45歳）と子（14歳）1人	2,206,200 円	2,923,800 円
夫婦（45歳）と子（14・10歳）2人	2,771,270 円	3,488,870 円

※ 最低生活基準額は、世帯の人数のほか、年齢、家賃、医療費、障害の有無と程度等によって異なります。

上記の基準額は、基本となる生活扶助額のほか、要件に該当した場合に適用される住宅扶助額（借家の場合）、教育扶助額（小学生・中学生がいる場合）からなっています。